

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

---



## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、海老名市、座間市、綾瀬市（以下、「三市」という。）は、高座清掃施設組合（以下、「組合」という。）を組織し、一般廃棄物を共同処理していることから、共通の基本計画を平成19年度に策定し、平成24年度に改定を行っています。計画の目標年度は平成39年度となっており、環境省が平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）に、基本計画は、概ね5年ごとに改定することが示されていることから、今回、平成24年度改定の基本計画（以下、「前計画」という。）を再度改定するものです。

なお、廃棄物処理法第6条第2項では以下に示すとおり、基本計画で定める事項が示されています。

#### 廃棄物処理法第6条第2項

一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### 2. 計画の位置付け

#### 2.1 他計画との関係

今回改定する基本計画（以下、「本計画」という。）は、国・神奈川県の上位計画及び三市が策定している「総合計画」や「環境基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」等と相互の整合を図りながら、三市の地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、循環型社会と低炭素社会との統合的実現に配慮し、中長期的な視点で策定します。

また、本計画策定に際しては、策定指針及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日 旧厚生省）に準じて作成します。

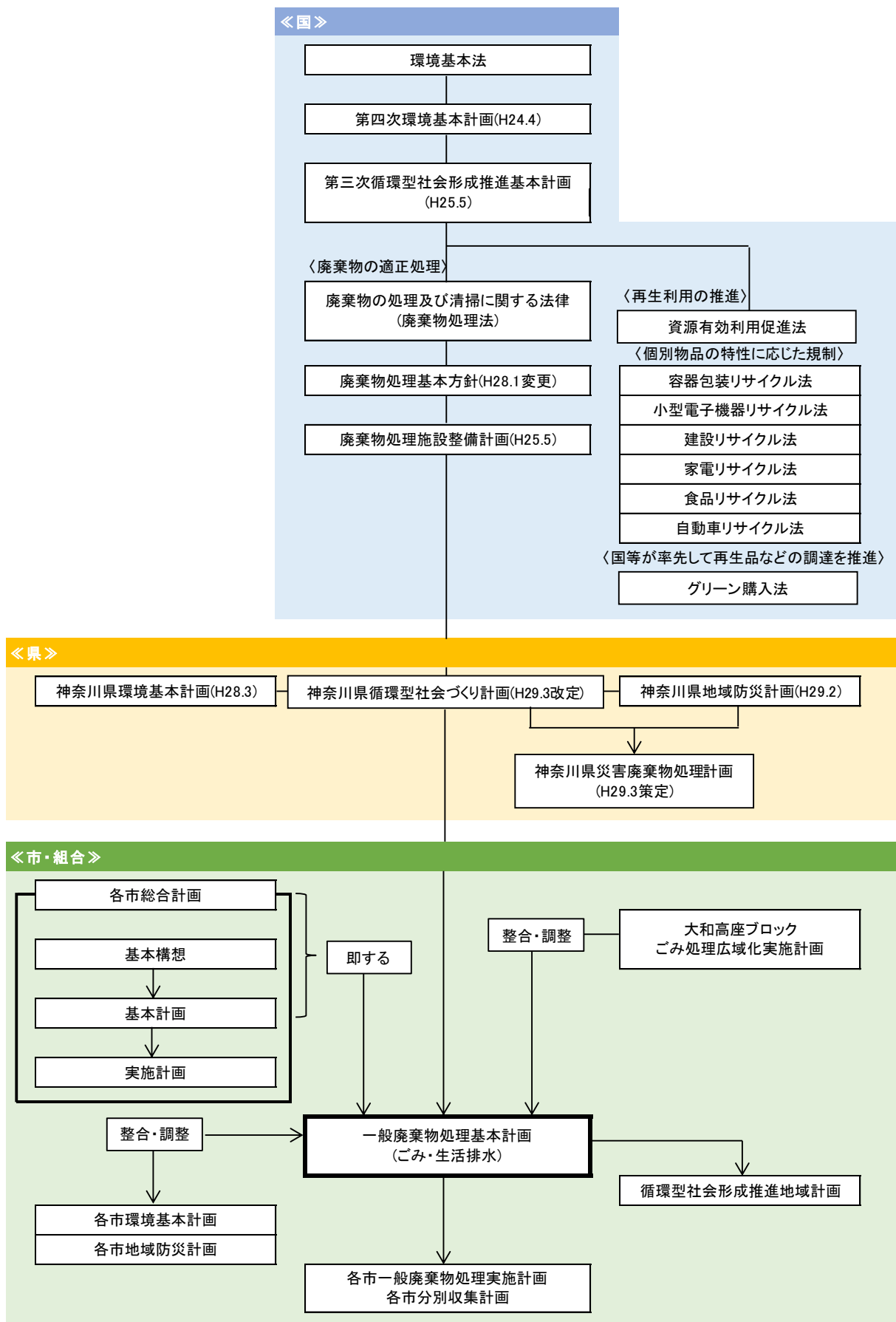


図 1.2-1 計画の位置付け

## 2. 2 計画対象区域

本計画の対象区域は、海老名市、座間市、綾瀬市の全域とします。

## 2. 3 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、三市から排出される一般廃棄物とします。なお、廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。

一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「生活排水（し尿）」に分けられ、さらにごみは、家庭系ごみと事業系ごみに分けられます。

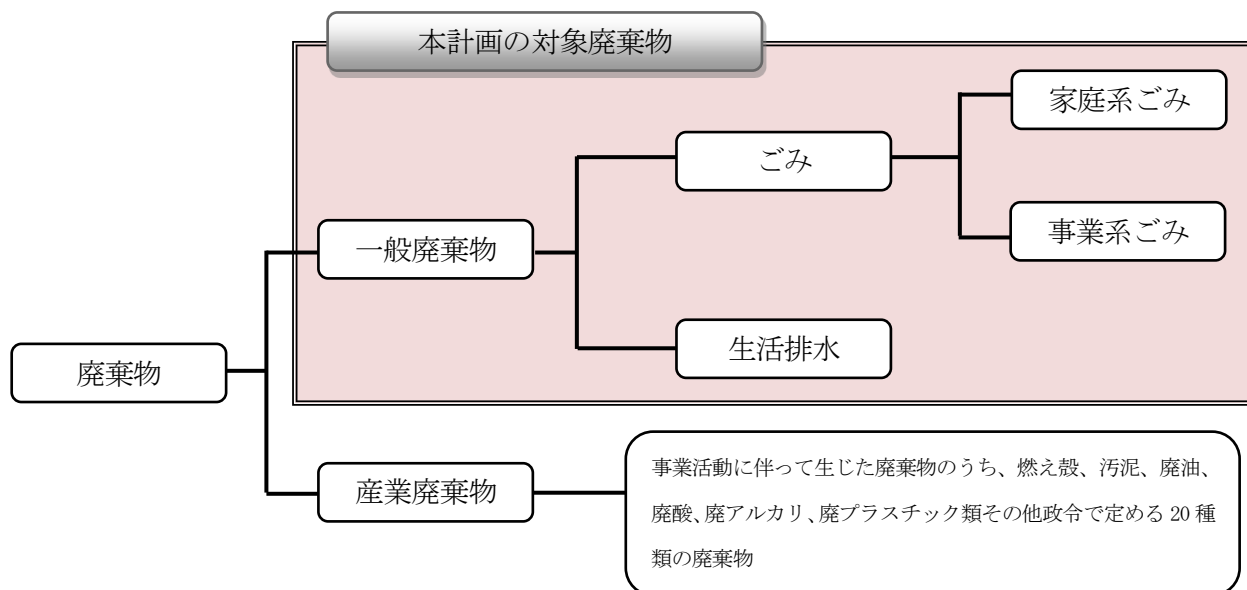


図 1.2-2 一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物

## 2. 4 計画目標年次

本計画の計画目標年度は前計画と同様平成 39 年度とし、中間目標年度を平成 33 年度とします。

**計画目標年度：平成 39 年度**  
**中間目標年度：平成 33 年度**

なお、本計画の改定は再度 5 年が経過した後を予定し、平成 34 年度とします。  
 本計画の目標年度と国、神奈川県及び三市の関連計画の目標年度を表 1.2-1 に示します。

表 1.2-1 本計画と関連計画の目標年度

本計画及び関連計画		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
国の目標	循環型社会形成推進基本計画(H25.5)	→				◎												
	廃棄物処理法に基づく基本方針(H28.1)	→				◎	→											
神奈川県の目標	神奈川県環境基本計画(H28.3)	→				◎	→											
	神奈川県循環型社会づくり計画 改訂(H29.3)	→				○	→											
海老名市	海老名市第4次総合計画(H20.3)	→														◎		
	海老名市第二次環境基本計画(H21.3)	→														◎		
座間市	座間市第4次総合計画(H23.3)	→														◎		
	座間市環境基本計画(H26.3)	→														◎		
綾瀬市	新時代あやせプラン21後期基本計画(H22.12)	→														◎		
	第2次綾瀬市環境基本計画(26.3)	◎	→				○	→										◎
一般廃棄物処理基本計画		→				○	→										◎	
		前計画策定年度					中間目標年度(1)											計画目標年度
		◎ 一般廃棄物処理基本計画の見直し(本計画)																
		○ 中間目標年度(2)																